

副学籍による交流及び共同学習について



令和3年

白馬村教育委員会

副学籍と目的

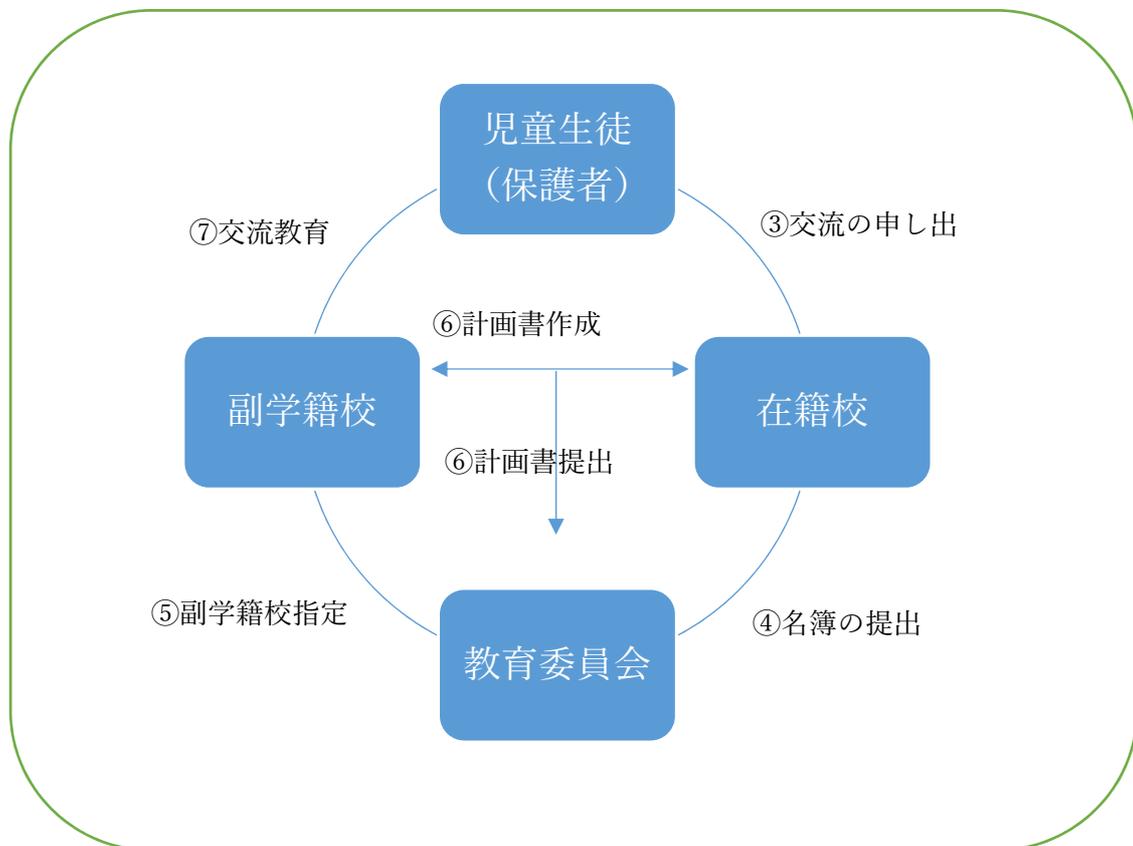
副学籍とは、ノーマライゼーション*の理念に基づく教育を推進する観点から、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小、中学校の児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大を図る等交流及び共同学習を進めるとともに、特別支援学校の児童生徒に対する必要な教育的支援を居住地においても行うための仕組みです。

副学籍の取り組みで目指すものは、特別支援学校と小、中学校の子どもが、共に「学び」共に「育つ」ことができる体制づくりを進め、仲間意識を育てることにあります。特別支援学校に在籍する児童生徒には、自分の暮らす地域の子どもたちと触れ合い、活動する場を広げ、「社会で自立できる自信と力」を育むことを目指します。また小、中学校の児童生徒には、特別支援学校に在籍する子どもたちをはじめ、障害児に対する理解を深め、心の障壁をつくらない「心のバリアフリー」を育むことを目指します。このため、特別支援学校の小学部、中学部に在籍する児童生徒の障害の状態や教育的ニーズに基づき、交流の目的や内容、時間設定等について調整し、取り組みを進めるものです。

*ノーマライゼーション： 障害をもつ者ともたない者とが平等に生活する社会を実現させる考え方。

副学籍による交流教育実施の流れについて

- ① 白馬村教育委員会は交流推進のための必要書類を在籍校あてに送付します。
- ② 在籍校は、保護者に制度の説明をします。
- ③ 保護者は、居住地の小、中学校に副学籍を置き、交流を希望する場合は在籍校に申し出ます。
- ④ 在籍校は、希望の意向を教育委員会に連絡します。
- ⑤ 教育委員会は、居住地の小、中学校を副学籍校に指定します。
- ⑥ 副学籍校と在籍校は、交流教育の実施について協議し、計画書を教育委員会に提出します。
- ⑦ 副学籍校と在籍校は、交流計画に基づき交流教育を開始します。



副学籍校における体制づくり

交流教育を効果的に進めるために、副学籍校では具体的な体制づくりが必要です。

子どもに関する状況の把握

・障がいの状態など配慮すべき事項、在籍校における学習や生活の様子を在籍校と事前に情報共有します。また、交流学习における保護者の願いや希望、実施にあたっての留意事項についても把握します。



① 校内における理解

・教職員、PTA、校内の子どもへの理解深めるために、子どもに関する情報提供にあたっては保護者の同意が必要です。そのうえで教職員による共通理解のための会議、PTA や子どもに対する理解啓発（学校だより等）を行います。



② 支援体制づくり

・交流学級を決定し、活動のための協力体制を在籍校の教職員、保護者等と連携協力して柔軟に対応します。



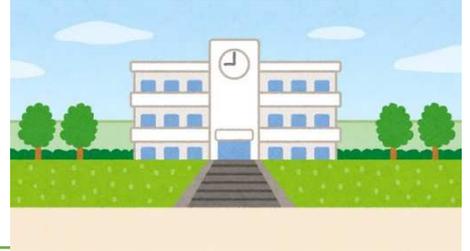
③ 交流教育の紹介・情報提供

・保護者、在籍校へ学校だより、学級だより等の配布や学校行事の案内を送付します。



交流教育実施のための具体的な準備

交流教育を円滑に進めるために、交流を実施する児童生徒の障がいの状態等に応じて、さまざまな条件整備や確認すべき事項があります。副学籍校と在籍校との間で十分に打ち合わせを行うとともに、個人情報の扱いについては、保護者との確認を行うことが重要です。



在籍校

- ① 副学籍校への通学方法等の確認（介助・引率者及び方法の検討）
- ② 交流を実施するねらいを達成するための事前指導
- ③ 障がいの状態等に応じた配慮事項の伝達と打ち合わせ



副学籍校

在籍校と十分に連携をとりながら、必要な準備を進めます。

- ① 備品等の準備（靴箱、ロッカー、机、椅子、名札など）
学校や学級への帰属感を高め、交流教育を効果的に進めるためにできる準備をします。
- ② 施設面の準備では現状施設で対応するための配慮や工夫などについて検討します。
- ③ 教材等の準備（学習用教材、消耗品等）
在籍校や家庭で用意してもらうものについては事前に伝えます。
- ④ 教科書、副教材等
教科学習交流の場合は、準備方法について在籍校や保護者と相談します。
- ⑤ 給食
給食を用意する場合は、事前に献立を伝えます。実費は保護者から徴収します。
- ⑥ 校内における理解と啓発
全校児童生徒に対して、交流学習についての理解を十分に図ります。



白馬村立小中学校における副学籍による交流及び共同学習実施要綱

〔 令和 3 年 7 月 2 8 日 〕
白馬村教育委員会告示第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住する地域の児童生徒とのつながりを維持・継続しながら共に学ぶ機会の拡大を図り、将来において共に社会生活ができる仲間意識を育むことを目的とし、白馬村立小学校、中学校に副次的な学籍（以下「副学籍」という。）を置いて、交流及び共同学習を実施すること（以下「副学籍事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 在籍校 当該児童生徒が在籍する特別支援学校をいう。
- (2) 副学籍校 白馬村立小学校、中学校をいう。

(副学籍事業の内容)

第 3 条 副学籍事業は、在籍校の教育課程に基づいて実施する。

2 副学籍事業の内容は、次のとおりとし、在籍校と副学籍校間で協議し行うものとする。

- (1) 学校だよりの交換及び児童生徒の作品等の間接的な交流
- (2) 学校行事や学習活動への参加等の直接的な交流及び共同学習
- (3) その他学校間の協議による取組

(副学籍の手続)

第 4 条 対象児童生徒及び保護者が副学籍を希望する場合は、保護者は在籍校である特別支援学校にその旨を申し出るものとする。

2 在籍校は、保護者の意向を確認し、白馬村教育委員会（以下「教育委員会」

という。)に副学籍希望者名簿(様式第1号)を提出する。

- 3 教育委員会は、前項により副学籍校に連絡し、特に問題のない場合は、在籍校へ副学籍決定通知(様式第2号)、副学籍校へ副学籍決定通知(様式第3号)により通知する。

(副学籍事業の実施)

第5条 副学籍事業の実施に当たっては、当該児童生徒の障がいや健康状態に応じて、本人、保護者、在籍校、副学籍校が十分に協議し、いずれの負担になることのないよう努めるものとする。

- 2 直接的な交流及び共同学習の実施に当たっては、保護者又は特別支援学校の教員が同伴するものとする。

(交流及び共同学習活動計画)

第6条 在籍校は、年度ごとに決定した副学籍事業の内容について、交流及び共同学習活動計画書(様式第4号)を作成し、副学籍校を経由して教育委員会に提出する。

(実施上の配慮)

第7条 副学籍校は、在籍校との連絡を綿密に行い、当該児童生徒の状況等を理解し、副学籍事業の趣旨が十分に反映され、安全に実施されるよう努めるものとする。

(公簿等の扱い)

第8条 指導要録をはじめとする公簿等の扱いは、副学籍児童生徒であることが分かるよう、在籍する児童生徒に準じて適切に処理するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

白馬村教育委員会 宛

在籍校名
学校長

副学籍希望者名簿

本校小・中学部に在籍する児童生徒について、副学籍の希望者を下記のとおり報告します。

記

(フリガナ)	生年月日	保護者氏名	住所
児童生徒氏名	在籍学年	続柄	電話番号
()			
	小・中学部 年		
()			
	小・中学部 年		
()			
	小・中学部 年		

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

長野県 学校長 様

白馬村教育委員会

副学籍決定通知

このことについて、副学籍校を下記のとおり決定しましたので通知します。

副学籍事業の実施に当たっては、副学籍校と綿密に連絡をとり、趣旨が十分に反映され安全に行えるよう、ご協力をお願いいたします。

記

(フリガナ)	生年月日	保護者氏名	住所
児童生徒氏名	在籍学年	続柄	電話番号
()			
	小・中学部 年		
副 学 籍 校	白馬村立 学校		

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

白馬村立 学校長 様

白馬村教育委員会

副学籍決定通知

このことについて、副学籍校を下記のとおり決定しましたので通知します。

記

(フリガナ) 児童生徒氏名	生年月日 在籍学年	保護者氏名 続柄	住所 電話番号
()			
	小・中学部 年		
副 学 籍 校		白馬村立 学校	

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

白馬村教育委員会 宛

在籍校名

学校長

年度 副学籍による交流活動及び共同学習計画書

このことについて、 年度の活動計画を提出します。

(フリガナ) 児童生徒氏名		保護者氏名	
住 所		電話番号	
障がいの状態等			
関係職員	在籍校（小・中学部 年）	副学籍校（ 年 組）	
	担 任 連絡先	担 任 連絡先	
活動のねらい			
内 容			
配慮すべき事項			

上記の内容を確認しました。

年 月 日

保護者氏名

上記の内容を確認し、活動の実施を了承します。

年 月 日

白馬村立 学校長